

【報告事項】 事前質問回答一覧

5 審査-6 公立学校給食費負担軽減事業補助金

質問 1

就学援助費、就学奨励費とは具体的にどのようなものですか。

【回答】

就学援助費とは、児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年の収入額が、生活保護法基準の年額の1.5倍以内の世帯に対し、学用品、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費の費用を補助する制度です。

就学奨励費とは特別支援学級の児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年の収入額が、生活保護法基準の年額の2.5倍以内の世帯に対し、学用品、修学旅行費、校外活動費、給食費、通学費の費用を補助する制度です。

質問 2

補助割合が町10/10となっていますが、財源はどのようになっていますか。

【回答】

審査書に記載のとおり、東京都公立学校給食費負担軽減事業を活用するため、事業費の1/2については、都からの補助金を財源とします。残り1/2については、財政調整基金を一般会計へ繰入れ、財源とします。

質問 3

「国や都による給食費の完全無償化が実施されるまでの間継続する。」とありますが、国や都の実施予定日などは決まっていますか。もし未決であれば、町はいつ頃までと予定（もしくは予測）していますか。

【回答】

都についてはホームページ内の資料に、「国の方策が講じられるまでの間、国に先行して支援を実施し、学校給食費の保護者負担軽減に取り組む。」と記載があります。

国については、「こども未来戦略方針（令和5年6月13日）」の7ページ目に、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食費の実態調査を速やかに行い、1年以内にその成果を公表する。」と記載されていますので、令和6年6月頃には何らかの方針や政策が発表されるものと考えられます。

そのため、当分の間、町としては東京都の支援事業を活用して保護者の負担軽減に取り組んでいく考えです。

5 審査-7 私立学校給食費等保護者負担軽減給付金

質問 1

「区域外就学」とは、具体的にどこの学校へ就学していますか。
私立学校との相違を教えてください。

【回答】

区域外就学とは、瑞穂町に引っ越してきたが、引き続き転入前の学校に通うなど、瑞穂町に住所があるが引き続き転入前の自治体の学校に通う場合などを示しますので、就学先は転入前の学校となります。

なお、私立学校は私立学校法に基づき学校法人が設置する学校で、公立学校は地方公共団体が設置する学校です。

質問 2

補助割合が町 10/10 となっていますが、財源はどのようになっていますか。

【回答】

都の補助事業は、公立学校のみを対象としているため、町の財政調整基金を一般会計に繰入れ、財源とします。

質問 3

「国や都による給食費の完全無償化が実施されるまでの間継続する。」とありますが、国や都の実施予定日などは決まっていますか。
もし未決であれば、町はいつ頃までと予定（もしくは予測）していますか。

【回答】

都についてはホームページ内の資料に、「国の方策が講じられるまでの間、国に先行して支援を実施し、学校給食費の保護者負担軽減に取り組む。」と記載があります。

国については、「こども未来戦略方針（令和5年6月13日）」の7ページ目に、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食費の実態調査を速やかに行い、1年以内にその成果を公表する。」と記載されていますので、令和6年6月頃には何らかの方針や政策が発表されるものと考えられます。

私立学校等が国や都の施策から除外される場合、町では継続して保護者の負担軽減を図っていきたいと考えています。